

みよしまちしょう

しゃふくしけいかく

# 三芳町障がい者福祉計画

だい

きみよしまちしょう

ふくしけいかく

## 第5期三芳町障がい福祉計画

だい

きみよしまちしょう

じふくしけいかく

## 第1期三芳町障がい児福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど  
(平成30年度～平成32年度)

このたび、町の障がい者福祉計画、第4期障がい福祉計画が計画期間満了を迎えます。第5期障がい福祉計画策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障がい者支援の充実のほか、障がい児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務づけています。

町では、国・県の動向や各種制度の改正、障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、「三芳町障がい者福祉計画・第5期三芳町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。

この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

へいせい ねん がつ  
平成30年3月  
み よし まち  
三 芳 町

# けいかく りねん 計画の理念

みよしまち く しょう ひと ひと ひと  
三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、  
たが みと りかい ささ  
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、  
せいかつ しゃかい きょうせいしゃかい じつげん めざ  
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

しょうがいしゅきほんぽう きょうせいしゃかい じつげん む きほんげんそく しょう  
障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がい  
のあるひとに、「あらゆるふんやかつどうさんかだれせいかつ  
分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかにつ  
いてのせんたくきかい いしそつう しゅだん せんたくきかい じょうほうしゅとく  
選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得  
またはりようのためのしゅだん せんたくきかい かくほかくだい いち  
又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられてい  
ます。またそのために、しょうがいりゆう さべつ けんり りえきしんがい きんし  
障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止すると  
ともに、さんか せんたくきかい さまた しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ もと  
参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求  
めています。

みよしまち く しょう ひと じこけつてい じこせんたく しゅたいてき く  
三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らして  
いくためには、ひつよう じつよう しえん じゅうじつ ちいき なか ささ  
必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え  
あいや、さべつ けんり しんがい ゆる ちいき  
差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があり  
ます。

このけいかく じょうき きほんりねん しょう ひと してん た  
計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフス  
テージにおう しょうごうてき しえん ちいきぜんたい すずめることができるよう、ちいきしゃかい  
に合った総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会へ  
の たら ちいきせいかつしえん じゅうじつ しゃかいさんか しえん あんぜんあんしん と く とう  
働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取り組み等、  
はばひろ しきく と く  
幅広い施策に取り組みます。

このけいかく しょうたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はつたつしょう こうじのうきのう  
計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能  
しょうがいを含む）、なんびょう た しんしん きのう しょう ひと しょう およ  
障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、しょうがい およ  
しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん う  
社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける  
じょうたい ひと たいしょう かぞく ちいき しゃかいぜんたい たら ちいき  
状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた  
しきく すいしん  
施策を推進します。

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

## 情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組みを強化します。

2

## 生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

3

## 保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

4

## 障がい児支援の充実

幼稚園・保育園・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

5

## 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組みを進めます。

6

## 安心・安全な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組めます。また、災害時の避難支援の取組みを進めます。

7

## 地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

# し さ く    た い け い 施 策 の 体 系

基本目標	施 策	事 業 名
1 情報・相談・ 権利擁護の 充実	1 情報・コミュニケー ション支援の充実	1 広報紙・ガイドブックの活用
		2 ホームページ等の活用
		3 コミュニケーション支援事業
		4 通訳者・奉仕員の養成
		5 手話言語条例の推進
	2 相談・ケア体制の 充実	1 障がい者相談支援事業
		2 基幹相談支援センターの整備
		3 自立支援協議会相談支援部会の活用
		4 障がい者相談窓口の充実
		5 医療的ケアが必要な人への相談支援
	3 権利擁護の充実	1 成年後見制度利用支援事業
		2 人権擁護の推進
		3 障がい者差別解消に向けた取組みの強化
		4 虐待防止の取組みの推進
		5 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援
2 生活支援サー ビスの充実	1 日常生活の支援	1 訪問系サービスの充実
		2 日中活動系サービスの充実
		3 福祉用具等の利用支援
	2 移動支援	1 移動支援事業
		2 多様な移動手段の支援
	3 居住の場の確保	1 居住支援
		2 施設入所支援
		3 多様な住まいの確保
		4 住宅改造への支援
	4 経済的支援	1 各種手当の支給
		2 医療費等の助成
	3 保健・医療 体制の充実	1 健康管理・リハビリ テーション等の支援
2 母子保健の充実		
3 高齢障がい者への支援		
2 医療体制の充実		1 医療ケアの充実【一部再掲】
		2 医療費等の助成【再掲】
		3 緊急医療体制の確保
		4 難病患者への支援体制の整備
3 精神保健福祉の 充実		1 精神障がい者相談体制の充実
		2 こころの健康づくり事業の推進
		3 地域交流事業の促進
		4 精神障がい者の医療の充実
		5 うつ病・自殺対策の充実

基本目標 きほんもくひょう	施策 し さく	事業名 じぎょうめい
4 障がい児 支援の充実 しょうがいじ しえんじゅうじつ しえんじゅうじつ	1 子どもの成長支援 こどものせいちょうしえん	1 早期発見・早期対応の体制づくり そうきほつけん そうきだいておうたいせい
		2 療育支援の充実 りょういくしえんじゅうじつ
		3 継続した支援体制の確立 けいぞくしたしえんたいせいかくりつ
		4 障がい児の親への支援体制の確立 しょうがいじのこゝろへのしえんたいせいかくりつ
	2 保育・教育支援の 充実 ほいくきょういくしえん じゅうじつ	1 障がい児発達支援の充実 しょうがいじはつたつしえんじゅうじつ
		2 統合保育の推進 どうごうほいくすいしん
		3 保育・教育相談の充実 ほいくきょういくさうだんじゅうじつ
	3 学校教育の充実 がっこうきょういくじゅうじつ	1 特別支援教育の推進 とくべつしえんきょういくすいしん
		2 教職員研修の充実 きょうしけんけんしゅうじゅうじつ
		3 学校施設の整備 がっこうしせつせいび
	4 放課後支援の充実 ほうかごしえんじゅうじつ	1 学童保育室の充実 がくどうほいくしつじゅうじつ
		2 地域生活支援事業の活用 ちいきせいかつしえんじぎょうかつよう
5 社会参加 への支援 しゃかいさんか しえん のしえん	1 就労の支援 しゅうろうしえん	1 就労相談の充実 しゅうろうさうだんじゅうじつ
		2 障がい者雇用の促進 しょうがいしやこひようのそくしん
		3 就労移行、就労継続、就労定着支援 しゅうろういこうしゅうろうけいぞくしゅうろうていさくしえん
		4 職業訓練の推進 しよくしゅうけんとくすいしん
		5 就労に向けた生活習慣の確立への支援 しゅうろうにむかへたせいかつしゅうかんかくりつしえん
		6 就労支援のネットワークづくり しゅうろうしえんのかうもく
	2 福祉的就労の充実 ふくしてきしゅうろうじゅうじつ	1 福祉的就労の場の拡充 ふくしてきしゅうろうばのかくじゅう
		2 障がい者施設生産物の販売支援 しょうがいしせつせいさんぶつはんばいしえん
	3 生涯学習の推進 しょうがいがくしゅうすいしん	1 情報提供の工夫 じょうほうていきょうくふう
		2 ボランティアの確保 ボランティアのかくほ
		3 図書館事業の充実 としょかんじぎょうじゅうじつ
		4 公民館事業の充実 こうみんかんじぎょうじゅうじつ
	4 スポーツ・文化活動の 推進 スポーツぶんかかつどう すいしん	1 自主サークルなどの活動支援 じしゅさーくるとんどのかつどうしえん
		2 スポーツ・レクリエーション施設の充実 スポーツレクリエーションしせつのじゅうじつ
		3 スポーツ・レクリエーション振興事業への参加促進 スポーツレクリエーションしんきょうじぎょうへのさんかそくしん
		4 町民体育祭への参加促進 ちやうみんたいいくさいへのさんかそくしん
6 安心・安全な 生活環境の 整備 あんしんあんぜん せいかつかんきやう せいかつかんきやう せいび	1 福祉のまちづくり ふくし	1 人にやさしいまちづくりの推進 ひとにやさしいまちづくりのすいしん
		2 公共施設のバリアフリー化 こうきょうしせつのばりあふりーか
		3 情報バリアフリーの推進 じょうほうばりあふりーのすいしん
	2 防犯・防災対策の 推進 ぼうはんぼうさいたいさく すいしん	1 緊急通報体制の充実 きんきゅうつうほうたいせいじゅうじつ
		2 災害時要援護者対策の充実 さいがいじやうえんごしやたいさくじゅうじつ
		3 避難所での障がい者支援 ひなんじよしょうじやうしえん
4 防犯情報の配信 ぼうはんじょうほうのはいしん		
5 消費者保護の取組み しょうひしやほごのとりぐみ		
7 地域福祉の 推進 ちいきふくし すいしん	1 あいサポート運動 の推進 あいサポートうんどう すいしん	1 啓発活動の推進 けいはつかつどうすいしん
		2 職員研修の充実 しやくしけんけんしゅうじゅうじつ
		3 ボランティア活動の支援 ボランティアかつどうしえん
	2 交流の場の充実 こうりゅうばのじゅうじつ	1 交流保育の推進 こうりゅうほいくすいしん
		2 みよしまつりの開催 みよしまつりのかいさい
		3 福祉まつり事業への協力・支援 ふくしまつりじぎょうへのきやうりやくしえん
		4 町民文化祭の開催 ちやうみんぶんかさいのかいさい
		5 地域での交流活動の充実 ちいきでのこうりゅうかつどうじゅうじつ
	3 当事者団体の育成 支援 とうじしやだんたいいくせい しえん	1 当事者団体等の活動支援 とうじしやだんたいとうかつどうしえん
		2 団体間のネットワークづくり だんたいかんのなうもく
	4 当事者参加の推進 とうじしやさんかすいしん	1 まちづくりへの参画 まちづくりへのさんかく
		2 福祉施策検討への参画 ふくししやくけんとうへのさんかく

# しょう ふくし みこ りょう かくほさく 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

「しょうがいしゅそうごうしえんぽう もと していしゅう ふくし しょう じつうしよしえんおよ  
地域生活支援事業の各事業について、以下のように見込み量を定めます。

## (1) ほうもんけい 訪問系サービス

しゅるい 種類	へいせい ねんど 平成30年度		へいせい ねんど 平成31年度		へいせい ねんど 平成32年度	
きたくかいご じゅうど ほうもんかいご こうどう 居宅介護、重度訪問介護、行動 えんご どうこうえんご じゅうどしやうがいしゅう 援護、同行援護、重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	1,134	じかん 時間	1,474	じかん 時間	1,916	じかん 時間
	46	にん 人	55	にん 人	66	にん 人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数。

ちいきいこう そくしん あら せいと たいしゅう なんびょうかんじや りょうそうか ともな  
地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者的利用増加に伴い、サービ  
ス利用が増加した場合にも十分にに対応できるように、事業者に対し情報提供を行い、  
多様な事業者の参入を促進していきます。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、  
技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

## (2) にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス

しゅるい 種類	へいせい ねんど 平成30年度		へいせい ねんど 平成31年度		へいせい ねんど 平成32年度	
せいかつかいご 生活介護	1,200	にんにちぶん 人日分	1,224	にんにちぶん 人日分	1,248	にんにちぶん 人日分
	61	にん 人	62	にん 人	63	にん 人
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	4	にんにちぶん 人日分	4	にんにちぶん 人日分	4	にんにちぶん 人日分
	1	にん 人	1	にん 人	1	にん 人
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）	7	にんにちぶん 人日分	7	にんにちぶん 人日分	7	にんにちぶん 人日分
	1	にん 人	1	にん 人	1	にん 人
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	79	にんにちぶん 人日分	96	にんにちぶん 人日分	116	にんにちぶん 人日分
	5	にん 人	6	にん 人	7	にん 人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（A型）	86	にんにちぶん 人日分	95	にんにちぶん 人日分	105	にんにちぶん 人日分
	4	にん 人	4	にん 人	4	にん 人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（B型）	1,091	にんにちぶん 人日分	1,287	にんにちぶん 人日分	1,519	にんにちぶん 人日分
	61	にん 人	67	にん 人	74	にん 人
しゅうろうていちやくしえん 就労定着支援	0	にん 人	0	にん 人	0	にん 人
りょうようかいご 療養介護	3	にん 人	3	にん 人	3	にん 人
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）	103	にんにちぶん 人日分	114	にんにちぶん 人日分	127	にんにちぶん 人日分
	10	にん 人	11	にん 人	12	にん 人
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所（医療型）	0	にんにちぶん 人日分	0	にんにちぶん 人日分	0	にんにちぶん 人日分
	0	にん 人	0	にん 人	0	にん 人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数。

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実に働きかけます。

（3）居住系サービス

種類	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
自立生活援助	0	人	0	人	0	人
共同生活援助	17	人	18	人	19	人
施設入所支援	35	人	36	人	37	人

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等ともない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

（4）相談支援

種類	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
計画相談支援	29	人	34	人	39	人
地域移行支援	0	人	0	人	0	人
地域定着支援	5	人	5	人	5	人

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所を指定（当町区域4事業所含む）しています。事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

## (5) しょう じつうしよしえん 障がい児通所支援

しゅるい 種類	へいせい ねんど 平成30年度		へいせい ねんど 平成31年度		へいせい ねんど 平成32年度	
じどうはったつしえん 児童発達支援	212	にんにちぶん 人百分	242	にんにちぶん 人百分	276	にんにちぶん 人百分
	29	にん 人	32	にん 人	35	にん 人
ほうかごとう 放課後等デイサービス	664	にんにちぶん 人百分	757	にんにちぶん 人百分	863	にんにちぶん 人百分
	75	にん 人	83	にん 人	91	にん 人
ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	1	にんにちぶん 人百分	2	にんにちぶん 人百分	2	にんにちぶん 人百分
	1	にん 人	2	にん 人	2	にん 人
いりょうかたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	0	にんにちぶん 人百分	0	にんにちぶん 人百分	0	にんにちぶん 人百分
	0	にん 人	0	にん 人	0	にん 人
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	0	にんにちぶん 人百分	0	にんにちぶん 人百分	0	にんにちぶん 人百分
	0	にん 人	0	にん 人	0	にん 人

「みどり学園」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図ってまいります。

## (6) しょう じそうだんしえん 障がい児相談支援

しゅるい 種類	へいせい ねんど 平成30年度		へいせい ねんど 平成31年度		へいせい ねんど 平成32年度	
しょう じそうだんしえん 障がい児相談支援	20	にん 人	22	にん 人	24	にん 人

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所（当町区域4事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化してまいります。

# ちいきせいかつしえんじぎょう みこりょうかくほさく 地域生活支援事業の見込み量と確保策

## ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	有無	なし	なし	なし
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	あり	あり	あり
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	有無	なし	なし	なし
成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	251	276	304
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	10	10
排泄管理支援用具	給付件数	521	531	542
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業（終了者数）	人数	13	15	17
移動支援事業	人数 時間数	10 728	11 823	13 930
地域活動支援センター	箇所	0	0	0
【その他事業】				
日中一時支援事業	人数	11	13	15

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

### ① 相談支援事業

平成24年度から、3障がい全てを本庁対応で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化していきます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に  
応じていきます。

③ 意思疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、  
手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。  
町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員  
養成講習会、要約筆記奉仕員養成講習会を実施します。

④ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑  
に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣  
市町と連携し、事業者の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1町（富士見市、ふじみ野市、  
三芳町）の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助してしまし  
たが、利用対象者の障がい状況より、平成28年10月から障害者総合支援の生活  
介護へ移行しました。

⑦ 日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣  
市町と連携し、事業者の確保に努めます。

# けいかく すいしん 計画の推進のために

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

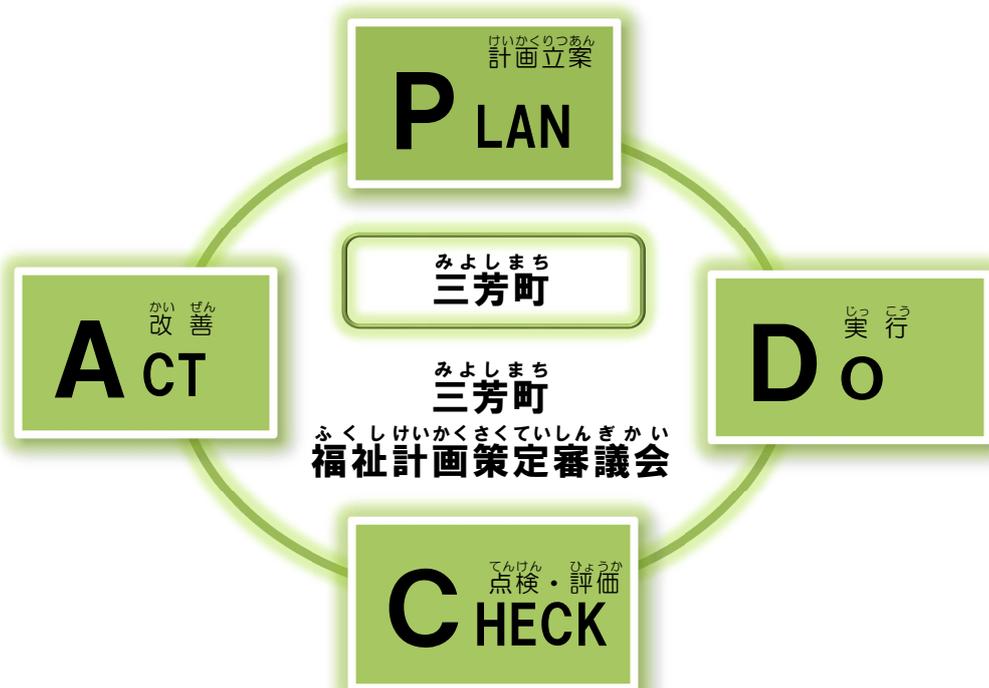
関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者やニーズの増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



# 「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある方と共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることはじめます。障がいを知ることで、障がいのある方が日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



みよしまちしょう しゃふくしけいかく  
三芳町障がい者福祉計画  
だいごき みよしまちしょう ふくしけいかく  
第5期三芳町障がい福祉計画  
だいごき みよしまちしょう じふくしけいかく  
第1期三芳町障がい児福祉計画  
へいせいねんど へいせいねんど  
(平成30年度～平成32年度)  
がいようばん  
概要版

はっこう さいたまけんいるまぐんみよしまち  
発行：埼玉県入間郡三芳町

〒354-8555

さいたまけんいるまぐんみよしまちおおあざふじくぼ ばんち  
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
でんわ 049(258)0019 (だいひょう)